

尾張旭市選挙管理委員会（令和８年第６回）会議録

- 1 開催日時
令和８年６月１日（月）
開会 午前９時３０分
閉会 午前９時５０分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 ２階 ２０１会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委 員 森賀則、堤美昭、服部一
- 4 欠席委員
０名
- 5 傍聴者数
０名
- 6 出席した事務局職員
書記長 加藤剛、係長 堺和彦、書記 水野史章
- 7 議題
第２９号議案 選挙人名簿の登録について
第３０号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
第３１号議案 在外選挙人名簿への登録の移転について
第３２号議案 尾張旭市選挙管理委員会規程の一部改正について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから令和８年第６回選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は、６月の定時登録の２議案、在外選挙人関係の１議案、規程の改正関係の１議案の、合計４議案でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは、委員長お願いします。
-----	---

委員長	改めましておはようございます。 (委員長あいさつ) それではまず、次第の２「会議録について」でございます。 第５回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。
委 員	(なし)
委員長	それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。 それでは、次に次第の３「議事」に入らせていただきます。 ６月の定時登録に関する第２９号議案「選挙人名簿の登録について」、第３０号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第２９号議案、第３０号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。 はじめに、第２９号議案「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第２２条第１項の規定により、登録月の１日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを同日に登録しなければならないとされており、本日は６月の定時登録を行おうとするものでございます。 それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録

は、令和 8 年 6 月 1 日を登録基準日及び登録日としまして、令和 8 年 3 月 2 日の定時登録以降の該当者について行うものでございます。

まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第 21 条第 1 項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満 18 年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き 3 か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。

このため、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成 20 年 3 月 3 日から平成 20 年 6 月 2 日までの出生者、住所要件が、令和 7 年 12 月 2 日から令和 8 年 3 月 1 日までの転入者ということになります。

次に第 30 号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第 28 条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。

今回の抹消は、令和 8 年 3 月 2 日の定時登録の抹消した者以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第 28 条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき、又は市外へ転出後 4 か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消される方は、令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの死亡者又は国籍喪失者と、令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの市外への転出者でございます。

次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。

また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。

	第 2 9 号議案及び第 3 0 号議案の説明については以上でございます。選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿はお返ししているとおりでしますので、確認をお願いします。
委員長	では、第 2 9 号議案及び第 3 0 号議案について、何かご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第 2 9 号議案及び第 3 0 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第 2 9 号議案及び第 3 0 号議案は可決されました。 続きまして、第 3 1 号議案「在外選挙人名簿への登録の移転について」事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第 3 1 号議案「在外選挙人名簿への登録の移転について」ご説明いたします。公職選挙法第 3 0 条の 6 第 2 項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録の移転の申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録の移転をされる資格を有する場合は、遅滞なく当

	該申請した方を在外選挙人名簿に登録の移転をしなければなら ないとされています。 このことにつきまして、1名の方から申請があり、本市の在 外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有すると認めら れましたので、名簿への登録の移転をしようとするものでござ います。 参考としまして、直前の3月2日時点の登録者数、今回、6 月1日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全 体で、50名の方が在外選挙人名簿に登録されていることにな ります。 説明は以上でございます。
委員長	では、第31号議案について、何かご質問等はございませ んか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。 第31号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第31号議案は可決されました。

	続きまして、第３２号議案「尾張旭市選挙管理委員会規程の一部改正について」事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第３２号議案「尾張旭市選挙管理委員会規程の一部改正について」ご説明いたします。 この案につきましては、愛知県選挙管理委員会運営規程の一部改正に伴い、委員長を選挙したとき、委員長職務代理を指定したとき、委員が選挙されたとき及び委員の欠員を補充したときの告示事項のうち、住所については市区町村までとすることができるようになったため、愛知県選挙管理委員会運営規程に準じた尾張旭市選挙管理委員会規程についても同様に改正するものです。 具体的には、第２条第３項、第４条第２項、第７条にただし書を加えるものでございます。 説明は以上でございます。
委員長	では、第３２号議案について、ご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないので、第３２号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）

委員長	第 3 2 号議案は可決されました。 本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。
事務局	報告事項 ○ 明るい選挙啓発ポスターコンクールの募集について ○ 愛選連定例会、全選連東海支部総会について ○ 次回開催日程 令和 8 年 8 月 3 日（月）午前 9 時 3 0 分から 2 0 3 会議室
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。